

## 資 料

# ドイツにおける刑事製造物責任

神 例 康 博

## は し が き

本稿は、2003年9月20日(土)に広島大学東千田キャンパスにて開催された、中・四国法政学会第44回大会刑事法部会・シンポジウム「刑事製造物責任をめぐって—刑法と民法の対話—」における報告原稿である。掲載にあたり、若干の字句修正を行うとともに、最小限の注を付した。

当日は、広島大学法学部・甲斐克則教授の「問題状況と問題設定」と題する報告の後、広島大学大学院博士課程・日山恵美氏「刑事製造物責任と取締役の行為主体性」、神例「ドイツにおける刑事製造物責任」、そして、神戸大学大学院法学研究科・手嶋豊教授「民法的観点からみた刑事製造物責任」の各報告が行われた。この場をお借りして、司会の労を執られた甲斐教授、コメンテーターを務められた神戸大学大学院法学研究科・大塚裕史教授をはじめ、会場において貴重な御意見等をいただいた諸先生方に謝意を表する次第である。

## 1. は じ め に

本報告において私に与えられた課題は、ドイツにおける刑事製造物責任に関する近時の動向を概観しつつ、刑事製造物責任について私見を述べよ、ということかと理解しております。いうまでもなく、刑事製造物責任に関し論じねばならない問題は、一般的因果関係、企業組織体犯罪における責任の帰属ほか多

岐に及び、また、本報告でそのすべてを扱うことは時間的に不可能のみならず、報告者の能力をも超えるものです。それゆえ、本報告では、刑事製造物責任論の中心的論点ともいえる、欠陥製造物に対する製造業者・販売業者の回収義務の根拠づけの問題に絞り、報告者なりにドイツの近時の理論状況を整理するとともに、あわせて、本シンポジウムのテーマであります「刑法と民法の対話」という観点から、刑事製造物責任の時間的限界という問題について議論の素材を提供することにより、報告者としての責めを塞ぎたいと考えております。

## 2. ドイツにおける刑事製造物責任に関する学説状況

欠陥製造物の回収をめぐる議論において、ドイツにおける学説状況と日本におけるそれとの大きな違いは、一言でいえば、ドイツでは「支配」という基準に依拠しながら製造業者の回収義務を消極的に捉えるのはシューネマンのかつての見解を除けば見当たらないと思われるのに対し、わが国ではこの「支配」という基準に依拠しつつ、製造業者の回収義務を消極ないし限定的に捉えようとする見解が多く論者によって有力に主張されている点にある、といえるように思われます。もっとも、用いられる用語こそ「支配」、Herrschaft という点で同じであっても、その概念内実についてみると、わが国で議論されている「支配」概念とシューネマンのそれとは必ずしも同一ではないように思われます。

シューネマンが「結果の原因に対する支配」により不作為犯の処罰根拠を説明しようとした狙いは、不作為と作為との同等性を評価としての負責の同等性にではなく、負責根拠の同等性に求めようとしたからであり、その前提として、作為犯の処罰根拠を、人と身体の挙動 (Körperbewegung) との関係、つまり、人の身体に対する絶対的支配<sup>1)</sup> に求めたからといえると思います。そうだとしますと、シューネマンの「支配」説に対する評価は、このような理解により作為犯と不作為犯との同等性を存在論レベルで捉えられるか否かに帰着するといえるでしょう。換言すれば、不作為犯の処罰根拠を「結果の原因に対

する支配」に求めることにより、不作為の因果力という難問題をクリアーできるか、という点です。少なくとも、ここでいう「支配」概念には、拡がりすぎる不真正不作為犯の成立範囲を限定することにより責任の同等性を確保しようという狙いはなかったように思われます。その意味では、たとえば以下のような論理、すなわち、不作為の構成要件的等価値性を法益侵害に対する因果の流れを設定した点に求めると、「なんらかの意味で結果発生を設定した者にはつねに作為義務が認められることになり、不真正不作為犯の成立範囲が著しく拡張し、原因設定者に絶対的責任を認めることにもなりかねない」として、「不真正不作為犯」の成立範囲を限定する必要があるという観点から、その要件の一つとして、「法益の保護についての排他性の確保」という要件を提示される論理<sup>2)</sup>は、少なくともシューネマンの「支配」概念とは異質なように思われます。ドイツでも、たとえば、*Beulke/Bachmann* が、*Beherrschung* という観点から保障人的地位を基礎づけ、これにより責任が際限なく及ぶ危険を回避しようとするアプローチをとっていますが<sup>3)</sup>、このような、責任根拠の同等性ではなく、責任の同等性ないし当罰性の同等性を「支配」概念によって担保しようという発想は、シューネマンの「支配」概念とは異質なように思われるのです。

ところで、このようなシューネマンのアプローチが支持を得ていない理由をどのように考えればよいのでしょうか。この点は、作為と不作為との同置をどのように理解するかという問題とまさに不可分なような印象を受けます。と言いますのは、ドイツ刑法 13 条 1 項は、「刑法の構成要件に属する結果を回避することを怠った者は、その者が結果の発生しないことにつき法的に義務を負う場合であって、かつその不作為が作為による法律上の構成要件の実現に準じる場合 (*entsprechen*) に限って、本法により可罰的となる。」と規定し、そのうえで、第 2 項により刑の任意的減軽を規定しております。また、わが国では不作為の因果力の問題は克服されたとする見解も見られますが、ドイツにおいては不作為の因果力は否定されています。つまり、ドイツにおいては、作為と不作為とは異なるものだという解釈が、現行法の解釈論として可能なわけです。こ

の点は、不作為犯に関する総則規定を持たないわが国とは事情が決定的に異なるわけです。そして、作為と不作為とは異なるものだという解釈が現行法の解釈論として可能であるならば、作為と不作為との同置を存在論レベルで解決する必要はそもそもないわけですので、作為と不作為との同置を存在論レベルで基礎づけようとしたシューネマンの見解は、その前提を欠くことになりかと思うのです。そうしますと、シューネマンのアプローチは、むしろ克服しがたい難点を露呈するように思います。と言いますのは、刑法上重要なことは、欠陥製造物を回収できるかどうかではなく、欠陥製造物による法益侵害を回避できるかどうかだと思います。つまり、回収できるかどうか、回収すべきかどうか、回収すべきかどうかがそれ自体として独立に問題となるわけではなく、その意味で、回収をめぐる問題は、結果回避義務の存在を前提とした結果回避方法の問題だと思うわけです。回収せずとも法益侵害を回避できるのであれば、回収する必要はないわけです。そうしますと、事実的支配を離れた以上回収義務はないとする見解については、製造業者の排他的支配を離れた場合にも、テレビ、ラジオ等により製品の危険を周知させることにより製品から生じる危険を回避しうる場合に、—その意味で回避可能であるにもかかわらず—そこに刑法的義務づけが及ばない根拠が問われることになりませんが、その理由を見出すことは困難なように思われるからです。

さて、このように、ドイツにおいて「支配」という基準に依拠しつつ、現実の支配を離れたものに作為義務は生じないとする見解は支持を集めておりませんが、その一方で、欠陥製造物の回収義務をどのように導くかについては、すでにご案内のように、様々な見解が示されております。欠陥製造物に関する回収を根拠づける見解はいまや出尽くした感がありますし、それぞれの見解がもつ問題点もひとつとおり出されたように思います。

たとえば、我が国における刑事製造物責任論にも大きな影響を与えた、いわゆる皮革スプレー事件に関するBGH判決<sup>4)</sup>は、製造業者の保障人的地位を違法な先行行為に求めましたが、この点については、すでにご案内のとおり、販

売時点で危険性を認識できなかった販売行為についても義務違反とすることにより、先行行為の義務違反性要件を事実上放棄したとの批判がなされています。周知のように、先行行為が義務違反行為である必要があるかどうかについては見解の対立がございしますが、「義務違反」行為であるといえるためには、危険が創出されたというだけでは足りず<sup>5)</sup>、まさに義務違反性が行為時に特定されなければならないという点では異論はないように思われます。もっとも、BGH判決に向けられた批判は、あくまで、販売時点で危険性を認識できなかった販売行為を「義務違反」と解することに向けられたのであって、回収義務を肯定した結論については、これを支持するのが支配的見解であるといってよいと思います。その意味で、学説の大勢は、すでに流通に置かれた製造物についてもその回収義務を論じ、かつ、販売が義務違反であったかどうかは問わないという点で、おおよその一致が見られるといってよいかと思えます。このような状況の中で、近時の新たな展開としてあげるべきとすれば、これまで「支配」という観点からすでに流通に置かれた欠陥製造物の回収に消極的なシューネマンがいわば「メーカー品 (Markenware)」について、保護機能の引き受けという観点から、皮革スプレー事件判決をも肯定的に捉える理論を展開していることかと思えます<sup>6)</sup>。これに対し、学説の大勢を見てみますと、ニュアンスの違いこそあるものの、社会生活上の安全確保義務から欠陥製造物の回収義務を根拠づけようとするヒルゲンドルフの見解にせよ、「高められたリスクを伴う行為」という先行行為の性質から導くクーレン、フロイントの見解にせよ、あるいは、「支配」概念を規範的に捉えることにより事実的支配を離れた製品についても製造物監視義務を肯定しようとするブラムゼンの見解にせよ、いずれにせよ、製品の製造・販売を危険創出行為と捉え、あるいは、そこに製造業者・販売業者の義務の根拠を見出そうとする点で、発想を同じくするものといえるように思われます。

具体的に申しますと、たとえば、社会生活上の安全確保義務 (Verkehrssicherungspflicht) から危険な製造物に対する製造業者の責任を導くヒルゲンド

ルフは、危険な財の製造業者は危険 (Risiken) が製造・販売の時点で既に客観的に認識可能であったか否かに関係なく、危険源の開設という観点から保障人的義務を負うとして、保障人的地位は Ingerenz からのみ導かれるのではなく、製造業者の責任 (Verantwortlichkeit) は社会生活上の安全確保義務 (Verkehrssicherungspflicht) からも導かれうると主張しています<sup>9)</sup>。また、クーレンは、BGH 判決を批判しつつも、「現代社会における財の製造・販売は、それに内在する危険性が販売の段階で認識可能であったか否かにかかわらず、製造業者および販売業者の保障人的地位を生じさせる、リスクのある行為」であるとして、日常行動に比べ「高められたリスクを伴う行為」という先行行為の性質に着目しつつ作為義務を基礎づけようとししました<sup>8)</sup>。他方、ブラムゼンは、監視保障人的地位を現実の事実的支配に結びつけたことが、回収という問題の実態に即した体系的 (sach- und systemgerecht) 解決を妨げてきた最大の要因であるとして、純粹の事実的支配関係とともに、法的な影響ないし処分関係も監視保障人的地位の基礎付けのために取り入れられねばならないとして、製造物が販売された後にも、当該製造物に対する製造物監視義務を肯定しています<sup>9)</sup>。これらはいずれも先行行為の危険性ないし危険物の支配に着目するものであり、既にみた、皮革スプレー事件に関する BGH 判決も、製造物の製造・販売を危険創出行為と捉え、それを回収義務の拠り所としているといえると思います。ただ、危険創出行為を義務違反行為と読み替えた点が学説からの批判を浴びたわけです。

ところで、社会生活上の保安義務を根拠とするヒルゲンドルフの見解に対しては、たとえばオッターは、社会生活上の安全義務に基づく責任は危険源に対する支配に基づいているとし、ヒルゲンドルフの見解を批判しています<sup>10)</sup>。もっとも、オッターの批判に関しては、このような理解つまり刑法学者の理解が今なお有効なのかどうかについては、まさに本日のシンポのテーマである「刑法と民法との対話」という観点からの検討、つまり、民法学説の動向を踏まえた研究が必要なように思います。といいますのは、クーレン教授によると、

Verkehrssicherungspflicht (社会生活上の保安義務) から Verkehrspflicht (社会生活上の義務) へという展開に位置づけて考えた場合、オットーのような理解はすでに時代遅れ (überholt) であるとの理解も成り立ちうるということですし、このことは Theo Bodewig の『Der Rückruf fehlerhafter Produkte』という 1999 年のモノグラフィーからも伺い知ることができるように思われます。他方、クーレンが用いる「高められたリスクを伴う行為 (gesteigert riskante Tätigkeiten)」という規準に対しては、たとえばホイヤーは、どの段階でそれを肯定するのかの規準が明らかではないと批判しており<sup>11)</sup>、また近時では、フロイントの「特別にリスクを伴う活動 (qualifiziert riskante Tätigkeiten)」<sup>12)</sup> という概念に対しロクシンが同様の批判を加えています<sup>13)</sup>。「高められた」という要件を課す狙いとしては、法益侵害に対し因果性を有するあらゆる行為について保障人的地位が生じうるという、先行行為の義務違反性を放棄することによりもたらされる弊害を回避しようとする狙いがあるものと思われ<sup>14)</sup>。このホイヤーやロクシンの批判についてクーレン教授に伺ったところ、ご自身もこの基準は「説得力をもたない (nicht überzeugend)」と考えておられるようです。クーレン教授によれば、ここでいう gesteigert という規準の内実は、危険の特殊性、被害の広範性、程度の大きさ、被害者の匿名性、蓋然性といった点を指しているようなのですが、むしろ重要なことは、gesteigert という規準の有用性ではなく、このような諸要因を考慮しつつ、製造業者・販売業者の義務を事前判断の視点に立って特定ないし具体化していくことであると理解されておられ、この点に関しては私もまったく同感です。いわゆる不真正不作為犯の作為義務に関しては、機能説の二分論を受け入れ、監視者的保障人的地位と保護者的保障人的地位の双方について作為義務を肯定するのが今日のドイツの通説的理解といつてよいかと思いますが、このような二分論を承認する限り、両者を包摂し、かつ、作為義務の存否について具体的判断を可能にする一元的作為義務論を展開することはもはや不可能といわざるを得ず、その意味で、製造業者等の作為義務も個別具体的に基礎づけざるを得ないと思うからです。

以上、欠陥製造物に対する回収義務をめぐる今日のドイツの理論状況を整理しますと、以下のような整理が可能かと思われます。欠陥製造物の回収義務の根拠については、すでに述べたように、それを肯定し、あるいは否定する理論はおおかた出そろい、また、それぞれの問題点も共有されていると言える状況にあると思います。また、回収義務否定論者として論陣を張ってきたシューネマンが、すでに触れましたように、すでに流通におかれ、かつ、流通におく時点で危険を認識できなかった製品についても、一部回収義務を肯定する方向に説を修正したことから、今日、欠陥製造物の回収義務については、これを当然の前提としつつ、その要件を具体化していく作業に着手する段階に来ていると言えるかもしれません。語弊を恐れずにいえば、90年代が刑事製造物責任の理論的諸問題を明らかにする時代であったとすれば、2000年代は製造業者には欠陥製造物に関する回収義務があることを前提として、そのための諸要件をいかに具体化していくか、換言すれば、事前判断の視点に立った製造業者・販売業者の義務の特定ないし具体化の時代に入った、といえようかと思えます。お手元にございますクーレン教授の論考<sup>15)</sup>は、まさにそのような具体化のための作業といえるわけですが、わが国においても、このような作業は不可欠と思われる。その際、まず検討されるべきは、民事製造物責任法理を刑事製造物責任法理として受容することができるかどうか、できないとすれば、民事製造物責任と刑事製造物責任とを全く別個のものとして捉えていくのか、他方、民事製造物責任と刑事製造物責任とにおいて重なる部分を承認するとすれば、刑事製造物責任に受容しうるものと受容し得ないものとをどのように峻別していくのか、ということかと思えます。

### 3. 民事製造物責任と刑事製造物責任

#### 一 製造業者・販売業者の義務の特定ないし具体化

周知のように、民法上の義務が刑事責任を基礎づける義務と一致するのかどうか、一致するとすればどの程度なのか、については、皮革スプレー事件に関



するBGH判決は、これを未解決のままにしています。しかし、その一方で、「損害賠償を指向した民法における帰責原理を検討されないまま刑事責任の特定に用いてはならない」とも述べています。民法上の製造物責任法理を刑法に転用することに関しては、すでに、民法と刑法との規範目的の相違などを理由に、否定的見解が有力かと思えます。しかし、民法と刑法とはそれぞれ法目的が異なるから民事製造物責任法理を刑事製造物責任の領域に持ち込むことはできない、というのも極端な結論のように思います。確かに、民事法上の製造物責任や不法行為法上の義務、薬事法、食品及び生活必需品法上の義務が直ちに刑法上の義務を基礎づけるわけではないという指摘はそのとおりでしょう。しかし、これらの義務規定に依拠することなく、刑法独自の作為義務論を展開しようとしても、逆に実定法上の手がかりを欠くがゆえに、それこそ当罰性要求に従った義務論になりかねません。それゆえ、民法上あるいは特別法上の製造物監視義務と刑法上の作為義務との重なり合いを前提としつつ、刑事製造物責任法理として取り入れられない義務・帰責法理とは何かを明らかにしていく作業が不可欠なように思われます。

たとえば、ドイツにおいて、民法上、製造物監視義務（Produktbeobachtungspflicht）は、販売が義務違反かどうかに関わりなく認められております。そして、この義務が自己の製造物を流通に置くことにより創出されうる危険源に対する保障人義務を根拠とするものであるなら<sup>16)</sup>、このような義務は刑法上も考慮されて然るべきように思います。他方、刑事製造物責任にそのまま取り入れることのできない法理としては、クーレン教授が指摘されている点ですが、危険責任（Gefährungshaftung）に関わる法理と企業の不法行為責任に関わる法理とがあげられると思います<sup>17)</sup>。前者は、刑事責任とは異質なものです。また、後者については、わが国現行刑法典上の犯罪について、刑事責任は企業活動に携わる個々の自然人に還元せざるを得ない以上、企業の不法行為責任を基礎づける法理はそのままでは刑事責任の領域には採り入れられないということになるわけです。

このように、民事製造物責任法理と刑事製造物責任法理との相違点を見極めながら、取り入れることのできるものとできないものとを分ける作業が必要であろうと思います。その意味で、刑事製造物責任の具体化のためには、まさに「刑法と民法の対話」というより「民法に学ぶ」姿勢が必要といえるように思われます。

#### 4. 刑事製造物責任の時間的限界

最後に、「刑法と民法の対話」という本シンポジウムのテーマに照らして、刑事製造物責任の時間的限界の問題に言及し、本報告を閉じたいと思います。わが国の製造物責任法5条1項前段は、「第3条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行わないときは、時効によって消滅する。」とし、同時に、後段において「その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過したときも同様とする。」と規定しています。これに対し、刑事製造物責任の時間的制限の問題は、わが国でも必ずしも明らかではないように思われます。そこで、お手元のクレーン教授の論考に即して<sup>18)</sup> この問題に関する素材を提供できればと思います。

問題となった事案は、屋根に取り付ける窓の回収に関するものです。この窓は、屋根部屋の傾斜した外側の面に取り付けられるもので、上方に開閉できるだけでなく、左右に開閉することも可能であり、技術的にはかなり費用のかかる設計を必要とするものだったそうです。この窓は、非常によく売れ、1986年から2000年までに国内外で約90万点が販売されました。大部分は建築専門業者に販売され、業者はそれを直接建築依頼主に売却するか、この窓の取り付けを依頼された施工業者に売却しました。

2001年半ば以降、この窓が接合部からはずれ屋根から滑り落ち、この落下した窓によりけが人が出るということがたびたび起こりました。技術的鑑定によれば、窓の剝離は、窓枠部と開口部との接合が長期の負荷に耐えられるだけ

の強度を備えていなかったのが原因とのことでした。そして、問題となる（すでに流通におく時点で認識可能な、そのような）窓の設計上の欠陥を窓の改造によって長期間安全に取り除くことが可能であるということは、容易に認められるとのことでした。この問題に関しては、クーレン教授が詳細に検討されているように、天窓業者の義務の特定ないし具体化という点でも重要な課題を提起するものですが、問題となった天窓の回収は、単に非常に費用がかかるというだけではなく、その実施が問題となったのは2度目でもあった点で、刑事製造物責任の時間的限界という新たな問題を提起するものでもあったわけです。当然のことながら、製造業者は、さらに10年後に新たな損害事例が生じると再び責任を負うのかどうか、当該製造物に対する製造業者の責任にはなにがしか時間的な限界があるのかどうか、という問題に関心を寄せるということになります。

この点に関するドイツの法状況を見ておきますと、故意・過失を前提としない製造物責任法（ProdHaftG）13条1項による責任（Haftung）には、製造業者の責任に関する時間的限界が規定されています。それによると、第1条による賠償責任請求は、製造業者が後に損害の原因となった製造物を出荷した後10年で時効となります。それゆえ、出荷後10年を経過した後に発生する損害に基づく「請求権」は、ドイツ製造物責任法によると、損害が発生する前に消滅していることとなります。同様に、2002年に新たに設けられたドイツ民法（BGB）9条第2項に拠れば、生命、身体、健康および自由の侵害に基づく損害賠償請求権は、「損害の発生にかかわらず」、「行為の遂行後30年で」時効になるとのことです。

これに対し、刑法における時効に関する規定は、そのような限界を設けておりません。刑法（StGB）78a条によれば、公訴時効は結果が発生してはじめて、すなわち、ここでの事案についていえば人的損害が発生してはじめて進行を開始します。この問題は、少なくとも1975年までは議論の余地がありました。1974年の刑法導入法（EGStGB）は、この点に明確に決着をつけ、それに

より、義務違反行為と結果との間に大きな時間的隔たりがある場合には時効期間を別に規定しようとする試みは、少なくとも78a条と調和しないということになりました。それゆえ、例えば、ある製造物の出荷後40年後にその製造物により人が傷害を負った場合には、刑法における時効期間の進行はこの時点で初めて進行するということになるわけです。

問題は、このような無制限に継続する刑事製造物責任が妥当かどうかということです。製造業者は、耐久製造物の出荷後たとえば40年後に人的被害が問題となる場合には、常に保障人として、製造物の所有者の保護のために、場合によっては第三者のために、経済的に実現可能なあらゆる措置を講じることを義務づけられ、それゆえ、例えば、このような長い時間的経過の後も高額の費用のかかる回収行為を行うことを義務づけられ、その結果、そのような措置を講じなかった場合には、新たに生じる、いわば全く新鮮な刑事責任に晒される、ということが妥当かどうか問われるわけです。

この点に関するクーレン教授の見解は、このような無制限の刑事製造物責任が生じてしまうことは現行法上は回避し得ないであろう、というものです。それゆえ、なにがしかの時間的限界を設定することが必要であろうという認識で、この点についてはアルビン・エーザー博士の祝賀論集で論じられるご予定と伺っております。転じて、わが国ではどうでしょうか。刑事訴訟法253条1項「時効は、犯罪行為が終った時から進行する。」の解釈に関し、いわゆる不真正不作為犯の公訴時効起算点については、構成要件的结果の発生した時から時効が進行するという理解が判例であろうかと思えます<sup>19)</sup> その意味で、刑事製造物責任の時間的限界については、ドイツと同じような状況にあるといえると思えます。拙い報告ではありましたが、後にこの点に関しても、まさに「刑法と民法の対話」という視座のもと議論できればと考えております。民事製造物責任について思わぬ誤解があるかも知れませんが、以上で報告を終えることにいたします。ありがとうございました。

## 注

- 1) *Bernd Schünemann*, Grund und Grenzen der unechten Unterlassungsdelikte, 1971, S. 235.
- 2) 堀内捷三「製造物の欠陥と刑事責任—その序論的考察—」研修 546 号 (1993) 8 頁。
- 3) *Werner Beulke/Gregor Bachmann*, Die „Lederspray-Entscheidung“ —BGHSt. 37, 106, JuS 1992, S. 740.
- 4) BGHSt. 37, 106.
- 5) *Eric Hilgendorf*, Strafrechtliche Produzentenhaftung in der „Risikogesellschaft“, 1993, S. 139.
- 6) *Schünemann*, Unternehmenskriminalität, in : Roxin/Widmaier (Hrsg.), 50 Jahre Bundesgerichtshof—Festgabe aus der Wissenschaft, 2000, S 621ff. 641.
- 7) *Hilgendorf*, a. a. O., S. 141.
- 8) *Lothar Kuhlen*, Strafhaftung bei unterlassenem Rückruf gesundheitsgefährdender Produkte, NStZ 1990, S. 569.
- 9) *Joerg Bramsen*, Strafrechtliche Rückrumpflichten bei fehlerhaften Produkten ?, GA 1993, S. 112.
- 10) *Harro Otto*, Die strafrechtliche Haftung für die Auslieferung gefährlicher Produkte, in : Festschrift für Hans Joachim Hirsch, 1999, S. 292ff. 299. 邦訳として, 甲斐克則・日山恵美訳「ハロー・オットー『危険な製造物の引き渡しについての刑法上の責任(1)』」広島法学 25 卷 1 号 (2001) 131 頁。
- 11) *Andreas Hoyer*, Die traditionelle Strafrechtsdogmatik vor neuen Herausforderungen : Probleme der strafrechtlichen Produkthaftung, GA1996, S. 160ff.
- 12) *Georg Freund*, Strafrecht Allgemeiner Teil, 1998, § 6 Rn. 69.
- 13) *Claus Roxin*, Strafrecht Allgemeiner Teil, Band II, 2003, § 32. Rn. 201.
- 14) *Hilgendorf*, a. a. O., S. 140.
- 15) ローター・クーレン (神例康博訳) 「刑法上の製造物責任の必要性と限界」松山大学論集 14 卷 5 号 (2002) 79 頁以下。
- 16) Vgl. *Goll/Winkelbauer*, in : v. Westphalen, Produkthaftungshandbuch, Bd. 1, 2. Aufl., § 47 Rn. 15., 1997.
- 17) Vgl. *Kuhlen*, Fragen einer strafrechtlichen Produkthaftung, S.87ff., *ders*, Strafrechtliche Produkthaftung, in : in : Achenbach/Wannemacher (Hrsg.), Beraterhandbuch zum Steuer- und Wirtschaftsstrafrecht, Stand 1999, § 4. Rn. 35.
- 18) クーレン (神例訳)・前掲「刑法上の製造物責任の必要性と限界」102 頁以下。
- 19) 伊藤栄樹ほか編『注釈刑事訴訟法〔新版〕第 3 卷』(立花書房・1996) 396 頁以下〔臼井滋夫〕。